

## 上里町マスコットキャラクター「こむぎっち」の使用に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、上里町のマスコットキャラクター「こむぎっち」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、別表に定める名称及び図柄をいう。

### (使用できる者)

第3条 何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (2) 上里町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠として独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、その使用が著しく不相当であると上里町長(以下「町長」という。)が認めるとき。

### (使用承認申請等)

第4条 キャラクターを使用する者は、「上里町マスコットキャラクター使用承認申請書」(様式第1号)に必要な書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 営利を目的とせず、個人若しくは家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合。
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合。
- (3) 町内の教育機関等が教育目的で使用する場合。
- (4) その他町長が適当と認めた場合。

2 町長は、前項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認する。

3 前項の承認は、「上里町マスコットキャラクター使用(変更)承認書」(様式第2号)をもって行う。

4 キャラクターの使用承認期間は、最長2年とし、その終期は、3月31日とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用するデザインは、別に定める上里町マスコットキャラクター「こむぎっち」デザインマニュアルに定められたものとする。

(2) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変等の応用使用はしないこと。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

(3) キャラクターには、次に掲げるいずれかの標記を付すものとする。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

(ア) 「上里町マスコットキャラクター こむぎっち」(別記「使用例1」参照)

(イ) 「上里町2011」(別記「使用例2」参照)

2 キャラクターの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 完成物件を提出すること。ただし、完成物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(3) キャラクターを使用した商品を販売する者は、毎年度末に「上里町マスコットキャラクター「こむぎっち」使用商品等販売状況報告書」(様式第3号)を提出すること。

(承認内容の変更)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「上里町マスコットキャラクター使用変更申請書」(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「上里町マスコットキャラクター使用(変更)承認書」(様式第2号)をもって行う。

(権利設定の禁止)

第7条 キャラクターを使用する者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

( 権利義務の譲渡等 )

第 8 条 キャラクターの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承することはできない。

( 違反等に対する取扱い )

第 9 条 キャラクターを使用している物がこの要綱に違反したときは、町長は、その使用の差止めの請求又は必要な指示等を行う。この場合において、キャラクターを使用している者は、直ちに当該請求又は指示等に従わなければならない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者が、この要綱に違反したときは、町長は、その承認を取り消すものとする。この場合において、使用承認を取り消されたものに損害が生じても、町長は、その責めを負わない。


( その他 )

第 10 条 この要綱に定めるものの他、キャラクターの取扱いに係る必要な事項は、町長が別に定める。



附則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	こむぎっち
図柄	

別記（第5条関係）

<p data-bbox="395 1368 612 1406">使用例 1</p>  <p data-bbox="320 1850 695 1928">上里町マスコットキャラクター こむぎっち</p>	<p data-bbox="991 1368 1208 1406">使用例 2</p>  <p data-bbox="1034 1899 1203 1928">上里町 2011</p>
--	--

様式第1号（第4条関係）

上里町マスコットキャラクター使用承認申請書

年 月 日

上里町長

申請者 住所  
氏名

印

下記のとおり、キャラクターを使用したいので申請します。

記

1 使用対象物件（使用するキャラクターデザインの番号）

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間（最長2年）

年 月 日 ~ 年3月31日

4 連絡先（担当者、電話番号）

5 添付書類

企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

様式第2号（第4条、第6条関係）

上里町マスコットキャラクター使用（変更）承認書

年 月 日

様

上里町長

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの使用（変更）については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

（1） 対象物件（使用するキャラクターデザインの番号）

（2） 使用目的及び使用方法

（3） 使用期間

年 月 日 ~ 年3月31日

なお、キャラクター使用にあたっては、上里町マスコットキャラクター「こむぎっち」の使用に関する取扱要綱を遵守すること。

2 承認番号

号
---

様式第3号（第5条関係）

上里町マスコットキャラクター「こむぎっち」使用商品等販売状況報告書

承認番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号  
 使用者（名称・代表者名）  
 担当者名・電話番号

使用方法	商品の品種・種類	商品名	販売期間	販売総額	内訳（単価及び販売数量）	販路	備考
商品 パッケージ その他 ( )			年 月 日 ~ 年 月 日	円		自店 スーパー コンビニ 専門店・量販店 その他 ( )	
商品 パッケージ その他 ( )			年 月 日 ~ 年 月 日	円		自店 スーパー コンビニ 専門店・量販店 その他 ( )	
商品 パッケージ その他 ( )			年 月 日 ~ 年 月 日	円		自店 スーパー コンビニ 専門店・量販店 その他 ( )	

年度ごとの状況をまとめ、翌年度4月30日までに提出すること。

様式第4号（第6条関係）

上里町マスコットキャラクター使用変更承認申請書

年 月 日

上里町長

申請者 住所  
氏名 印

承認番号 号の内容について、下記のとおり変更したいので、申請  
します。

記

（変更内容）